

秋田県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成29年3月28日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	十二所花輪 大湯線	鹿角市尾去沢字麦沢35番2地先から字仁兵エ 平10番3地先まで	7.80～24.50	0.158
	新	十二所花輪 大湯線	〃	13.20～32.10	0.158

2 供用開始の期日 平成29年3月28日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県鹿角地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成29年3月28日から4月10日まで（日曜日、土曜日を除く。）